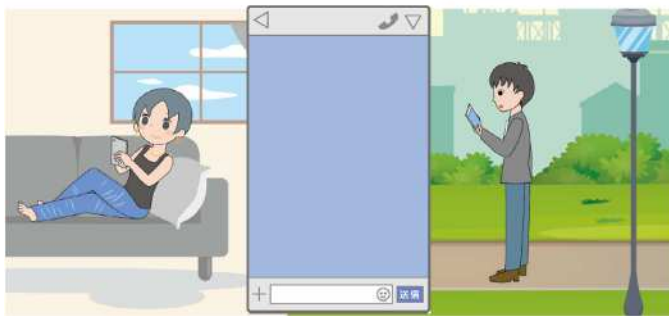


# マルオ君の消費者ものがたり 成年年齢編 絵コンテ



## マルオ君がトラブルに巻き込まれる?!



## 成年年齢の引き下げ

これまではお小遣いの範囲内でしたか  
契約できなかったもんね!

**成年年齢とは、**

- 一人て契約をすることができる年齢
- 父母の親権に服さなくなる年齢

保護者の同意が無くても、  
**自分の意思**で色々な契約が  
できるようになる  
契約には**責任が伴う**

## 18歳でできること・できないこと

○できること	×できないこと
スマートフォンの契約	飲 酒
一人暮らしのためにアパートを借りる	喫 煙
ローンを組んで高価な商品を購入	公営ギャンブル (競馬、競輪、オートレースなど)
クレジットカードをつくる	賭博

**マルチ商法とは、**

※マルチ商法とは、勧誘者をおとして商品・サービスを契約して、次は自分が勧誘者となって新たに誰かを勧誘することで、収入を得る契約のこと。

人を紹介すればするほど収入が増える。

嘘の理由でお金を借りると前に聞かれることも。

**ポイント**

- きっかけは**友人**や**知人**からの誘い
- 友人や知人から勧誘されると**断りにくい**
- 友人関係が壊れる**
- 「簡単に」「絶対」もうかる「いい話」はない
- 借金だけが残る**

## その契約が本当に必要かよく考えよう!

契約できる幅が増えるなら、未成年のうちから準備できることはなんだろう?

未成年のうちから**契約に関する正しい知識**を身につけることが大切です。

- 契約は売り手と買い手の合意で成立
- 原則として、一方的に契約を取り消すことはできない (消費者保護関連の例外あり)
- その契約が本当に必要か、よく考える力を身につける

もしも契約トラブルにあたり、その契約が必要かどうかわからないときは、どうすればいいの?

## 契約トラブルに遭いやすい?!

**消費生活相談件数(全国・平均値)**

年(度)	18-19歳	20-22歳
2013	5,648	8,184
2014	5,818	8,885
2015	5,754	8,951
2016	4,826	8,387
2017	3,855	7,236

自分の意思で色々な契約ができるようになる一方、よく分からないまま契約してしまう  
対処法が分からず、**放置してしまう**ことがあります

## 消費生活総合センターに相談しよう

相模原市 消費生活総合センター

解決に向けたアドバイスなどを行っています

**イヤヤ**  
電話番号 **188**  
消費生活総合センター 042-775-1779

制作：2019年11月

改正：2021年 4月